

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第18号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
<p>別表第2（第10条の2関係）</p> <p>1 回数券により利用する場合の入園料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">回数券の種類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（個人利用の11回分）</td> <td style="text-align: center;"><u>4,100円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>別表第3（第13条関係）</p> <p>1 使用料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 栗林公園東門駐車場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の区分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車及び中型自動車</td> <td style="text-align: center;">1台 30分</td> <td style="text-align: center;"><u>510円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 駐車場を利用する時間が第11条第1項ただし書の表の閉場時間後の時間に至る場合は、大型自動車及び中型自動車の午後4時から翌日の午前9時までの間の利用に係る使用料は1台につき<u>3,080円</u>とし、普通自動車の午後5時から翌日の午前8時30分までの間の利用に係る使用料は1台につき1,300円とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第4（第20条関係）</p> <p>1 マリンドームの使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center;">午前9時前又は午後5時後の時間におい</td> </tr> </tbody> </table>	回数券の種類	金 額	一般（個人利用の11回分）	<u>4,100円</u>	略		自動車の区分	単 位	金 額	大型自動車及び中型自動車	1台 30分	<u>510円</u>	略				午前9時前又は午後5時後の時間におい	<p>別表第2（第10条の2関係）</p> <p>1 回数券により利用する場合の入園料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">回数券の種類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（個人利用の11回分）</td> <td style="text-align: center;"><u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>別表第3（第13条関係）</p> <p>1 使用料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 栗林公園東門駐車場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の区分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車及び中型自動車</td> <td style="text-align: center;">1台 30分</td> <td style="text-align: center;"><u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 駐車場を利用する時間が第11条第1項ただし書の表の閉場時間後の時間に至る場合は、大型自動車及び中型自動車の午後4時から翌日の午前9時までの間の利用に係る使用料は1台につき<u>3,000円</u>とし、普通自動車の午後5時から翌日の午前8時30分までの間の利用に係る使用料は1台につき1,300円とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第4（第20条関係）</p> <p>1 マリンドームの使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center;">午前9時前又は午後5時後の時間におい</td> </tr> </tbody> </table>	回数券の種類	金 額	一般（個人利用の11回分）	<u>4,000円</u>	略		自動車の区分	単 位	金 額	大型自動車及び中型自動車	1台 30分	<u>500円</u>	略				午前9時前又は午後5時後の時間におい
回数券の種類	金 額																																		
一般（個人利用の11回分）	<u>4,100円</u>																																		
略																																			
自動車の区分	単 位	金 額																																	
大型自動車及び中型自動車	1台 30分	<u>510円</u>																																	
略																																			
	午前9時前又は午後5時後の時間におい																																		
回数券の種類	金 額																																		
一般（個人利用の11回分）	<u>4,000円</u>																																		
略																																			
自動車の区分	単 位	金 額																																	
大型自動車及び中型自動車	1台 30分	<u>500円</u>																																	
略																																			
	午前9時前又は午後5時後の時間におい																																		

使用区分		て使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設（ステージ及び観客席）	専用使用の場合	5,140円
略		

備考 略

2 球技場の使用料

(1) (2)に掲げる場合以外の場合

使用区分		午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設 第1グラウンド又は第2グラウンド	アマチュアスポーツの場合		
	学校等	490円	490円
	学校等以外のもの	1,230円	1,230円
第3グラウンド又は第4グラウンド	アマチュアスポーツ以外の場合	2,460円	2,460円
	略		
	学校等以外のもの	740円	740円
附属施設	略		
	第1更衣室	610円	610円
	第2更衣室	370円	370円

使用区分		て使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設（ステージ及び観客席）	専用使用の場合	5,000円
略		

備考 略

2 球技場の使用料

(1) (2)に掲げる場合以外の場合

使用区分		午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設 第1グラウンド又は第2グラウンド	アマチュアスポーツの場合		
	学校等	480円	480円
	学校等以外のもの	1,200円	1,200円
第3グラウンド又は第4グラウンド	アマチュアスポーツ以外の場合	2,400円	2,400円
	略		
	学校等以外のもの	720円	720円
附属施設	略		
	第1更衣室	600円	600円
	第2更衣室	360円	360円

備考

1・2 略

(2) 全てのグラウンドを同時にアマチュアスポーツ以外の目的で使用し、かつ、入場料を徴収する場合

略

備考

1・2 略

3 ターゲット・バードゴルフ場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合		
学校等	<u>2,220円</u>	<u>2,220円</u>
学校等以外のもの	<u>5,550円</u>	<u>5,550円</u>

略

備考

1・2 略

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて栗林公園東門駐車場を利用する者の当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

備考

1・2 略

(2) すべてのグラウンドを同時にアマチュアスポーツ以外の目的で使用し、かつ、入場料を徴収する場合

略

備考

1・2 略

3 ターゲット・バードゴルフ場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合		
学校等	<u>2,160円</u>	<u>2,160円</u>
学校等以外のもの	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>

略

備考

1・2 略